

排水設備等工事責任技術者登録申請書（新規・更新）

富谷市長 あて

富谷市下水道条例（第8条の6第3項・第8条の7）の規定のより、富谷市排水設備等工事責任技術者として登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申	登録番号 (登録更新者のみ)	第 号
	住 所	〒 電話 ()
	ふりがな 氏 名	
	生 年 月 日	
請	指 定 番 号	第 号
	営 業 所 所 在 地	〒 電話 ()
	ふりがな 営 業 所 名	
者	専 属 勤 務 先	
	指 定 番 号	第 号
	営 業 所 所 在 地	〒 電話 ()

〔添付書類〕

- 1 誓約書（様式第7号）
- 2 住民票の写し
- 3 写真（最近3箇月以内に撮影した上半身のもの、縦3.0cm×横2.5cm）2枚
- 4 新たに責任技術者の登録を行う場合には、宮城県排水設備工事責任技術者試験合格証の写し又は宮城県排水設備工事責任技術者更新講習受講修了証及び他の市町村において既に責任技術者としての登録を行っている場合には、登録市町村が発行する排水設備等工事責任技術者証等の写し
- 5 登録の更新を行う場合には、宮城県排水設備工事責任技術者更新講習受講修了証の写し及び排水設備等工事責任技術者証（様式第8号）

（注）専属勤務先が既に工事指定店として指定を受けている場合は、「営業所名」は「工事指定店（商号）」と、「営業所所在地」は「工事指定店所在地」と読み替える。

誓 約 書

排水設備等工事責任技術者登録申請者は、富谷市下水道条例第8条の8第2項
各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者：住 所

氏 名

※ご本人が署名しない場合は、記名押印してください。

富谷市長

あて

排水設備等工事指定申請記入要領（新規・更新）

★ 排水設備等工事指定店の指定申請を準備する場合は次のチェック項目を確認しながら進め、一通り準備したら、右側の確認欄で確認してみましょう。

★ 確認欄の中で全て左側の○が付けば書類は揃っています。申請書と添付書類を富谷市役所上下水道課へお持ちください。（上下水道課でも書類の確認は行います。）

① 責任技術者登録申請（様式第6号）関係

指定申請が新規の場合のみ（◎既に富谷市に登録されている技術者が専属する場合を除く）

番 号	チェック項目	確 認
①	登録申請（様式第6号）中申請者の欄に記入漏れはないか （登録番号の欄は更新の申請時のみ記入）	無 ・ 有
②	誓約書（様式第7号）は添付されているか	有 ・ 無
③	住民票の写し（コピー不可）は添付されているか（ただし指定申請書にも同一人物の住民票を添付する場合にはコピーでも可）	有 ・ 無
④	申請者の氏名、生年月日、住所は住民票通り記入されているか	可 ・ 否
⑤	申請者の写真（2枚）は添付されているか	有 ・ 無
⑥	責任技術者の試験の合格証の写し又は責任技術者承認証及び更新講習終了証の写しが添付されているか	有 ・ 無
⑦	他の市町村において既に責任技術者として登録している場合には登録市町村が発行する責任技術者証の写しが添付されていること	有 ・ 無
⑧	申請中の勤務先と責任技術者証等の写し中の専属工事店が同一であること	可 ・ 否
⑨	登録の更新の場合は、排水設備等工事責任技術者証原本	有 ・ 無

◇ 責任技術者の登録には手数料として1名当り3,000円（更新の場合は2,000円）が必要です。

◇ 登録手数料を納めましたら納入通知書兼領収書を受け取って下さい。

② 指定店申請書（様式第1号）関係

（責任技術者の登録又は登録申請がされていない場合には受付されません）

新規・更新共通 （※印は法人が申請する場合のみ）

	番 号	チェック項目	確 認
	①	登録申請（様式第1号）中申請者の欄に記入漏れはないか （登録番号の欄は更新の申請時のみ記入）	無 ・ 有
	②	誓約書（様式第2号）は添付されているか	無 ・ 有
	③	申請者（法人の場合は代表者）の住民票の写しは添付されているか（住民票はコピー不可）	有 ・ 無
	④	申請者（法人の場合は代表者）の氏名、住所は住民票通りに記入されているか	可 ・ 否
※	⑤	定款（原本又は代表者が原本と相違ないことを証明しているもの）の写しが添付されているか	有 ・ 無
※	⑥	定款中事業目的欄に下水道施設の施工等又はこれに類似する項目が記載されているか	有 ・ 無
※	⑦	商業登記に係る登記事項証明書（原本）が添付されていること	有 ・ 無
※	⑧	法人名、所在地、代表者は商業登記通りに記入されているか	可 ・ 否
	⑨	営業所の平面図及び付近見取図（様式第3号）が添付されているか	有 ・ 無
	⑩	営業所の平面図及び付近見取図が記入されているか（付近見取図には営業所の位置が明示されていること）	可 ・ 否
	⑪	営業所の写真が添付されているか ・ 営業所の外部がわかる写真（必ず添付すること） （看板等により外部から工事店であることがわかるもの） ・ 営業所の内部がわかる写真（必ず添付すること） ・ 資材等の倉庫等があればその写真	有 ・ 無
	⑫	機械器具を有することを証する書類（様式第4号）は添付されているか	有 ・ 無
	⑬	排水設備等工事責任技術者証（様式第8号）の写しが添付されているか（指定店新規申請で、責任技術者登録同時申請の場合は不要）	有 ・ 無
※	⑭	申請者と責任技術者との雇用関係を証する書類が添付されているか（次の3つ内いずれか1つ添付のこと） ・ 組合健康保険、政府管掌健康保険被保険証（国保は除く） ・ 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収証の写し ・ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿（どちらか）及び所得税納付額領収書の写し（必ず）	有 ・ 無
	⑮	更新申請の場合、工事指定店証原本は添付書類としてあるか。	有 ・ 無

工事指定店の指定には手数料として1件当たり20,000円（更新の場合は10,000円）が必要です。